

事 務 連 絡
平成24年3月19日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則例等の一部改正について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」の施行並びに「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」及び「電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生大臣が定める区分、事項及び方式並びに磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを用いた請求に関して厚生大臣が定める方式及び規格について（平成12年4月14日付け老発第440号厚生省老人保健福祉局長通知）」が改正されたことに伴い、国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則例、国民健康保険団体連合会介護給付費審査委員会規程例及び電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等についての一部を下記のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしましたので、貴管内国民健康保険団体連合会及び保険者に対して周知を図るようお願いいたします。

記

- 1 国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則例の一部改正
別紙1のとおり改正する。
- 2 国民健康保険団体連合会介護給付費審査委員会規程例の一部改正
別紙2のとおり改正する。
- 3 電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について
別紙3のとおり改正する。

国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則例の一部改正 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 ○○県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う介護給付費等（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生労働省令第二十号。以下「請求省令」という。）第一条第四項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の審査及び支払いに関する業務（介護給付費審査委員会に属するものを除く。）については、法令及び規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 ○○県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う介護給付費等（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号。以下「請求省令」という。）第一条第四項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の審査及び支払いに関する業務（介護給付費審査委員会に属するものを除く。）については、法令及び規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(委託)</p> <p>第二条 市町村は、介護給付費の審査及び支払いに関する業務を連合会に委託するときは、委託書（様式第一号）を提出するものとする。</p> <p>2 前項の委託書の提出があったときは、連合会は、その委託書を受理した日の属する月分の介護給付費から、その介護給付費の審査及び支払いを行うものとする。</p> <p>3 市町村は、第一項の規定により連合会に対し介護給付費の審査及び支払いに関する業務を委託している場合において、特定の指定居宅サービス事業者等（請求省令第一条第四項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。以下同じ。）が提供している介護保険対象サービス、またはその介護給付費の請求について、偽りその他不正の行為に基づく請求の疑いがあるなど、十分な妥当性が認められないと判断し、当該指定居宅サービス事業者等による介護給付費の請求（当該市町村の被保険者のうち、特定の者に対するサービス提供に係るものを含む。以下第五項において同じ。）を、当該市町村の委託に基づき連合会において審査及び支払いを行う対象から除外（以下「委託除外措置」という。）する場合に</p>	<p>(委託)</p> <p>第二条 市町村は、介護給付費（請求省令第一条第一項に規定する介護給付費をいう。以下同じ。）又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用（以下「総合事業費」という。）の審査及び支払いに関する業務を連合会に委託するときは、委託書（様式第一号）を提出するものとする。</p> <p>2 前項の委託書の提出があったときは、連合会は、その委託書を受理した日の属する月分の介護給付費及び総合事業費から、その介護給付費及び総合事業費の審査及び支払いを行うものとする。</p> <p>3 市町村は、第一項の規定により連合会に対し介護給付費又は総合事業費の審査及び支払いに関する業務を委託している場合において、特定の指定居宅サービス事業者等（請求省令第一条第四項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。以下同じ。）又は総合事業受託者（請求省令第一条第四項に規定する総合事業受託者をいう。以下同じ。）が提供している介護保険対象サービス若しくは介護予防・日常生活支援総合事業対象サービス又はその介護給付費若しくは総合事業費の請求について、偽りその他不正の行為に基づく請求の疑いがあるなど、十分な妥当性が認められないと判断し、当該指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者による介護給付費又は総合事業費の請求（当該市町村の被保険者</p>

は、連合会に対し、依頼事由を記載の上、文書によって依頼することとする。

4 連合会は、市町村から前項の依頼を受けたときは、依頼文書に記載されている事由を確認の上、当該指定居宅サービス事業者等による介護給付費の請求につき、翌月の請求分から、委託除外措置を行うこととする。

5 連合会は、市町村が、特定の指定居宅サービス事業者等による介護給付費の請求について、第三項の依頼に基づく委託除外措置を解除する旨を依頼する文書を提出したときは、翌月の請求分から、当該措置を解除することとする。

(迅速、適正かつ公平な審査)

第三条 連合会は、介護給付費の審査及び支払いに関する業務の委託を受けたときは、これを迅速、適切かつ平等に行うものとする。

(受付)

第四条 連合会は、指定居宅サービス事業者等から、電子情報処理組織を使用して請求省令第二条第一項又は第二項に規定する事項（以下「電子情報」という。）が連合会の電子計算機に備え付けられたファイルに記録されたときは、受付日（当該電子情報が記録された日をいう。）を記録する。

2 連合会は、指定居宅サービス事業者等から、請求省令第二条第一項に規定する磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）が提出されたときは、受付日（当該磁気テープ等が提出された日をいう。）を記録する。

3 (略)

(事業者の確認)

第五条 磁気テープ等を用いた請求は、指定居宅サービス事業者等名簿及びあらかじめ届出のあった印鑑等により、磁気テープ等に付された書面の氏名押印を照合し、指定居宅サービス事業者等が提出した

のうち、特定の者に対するサービス提供に係るものを含む。以下第五項において同じ。）を、当該市町村の委託に基づき連合会において審査及び支払いを行う対象から除外（以下「委託除外措置」という。）する場合には、連合会に対し、依頼事由を記載の上、文書によって依頼することとする。

4 連合会は、市町村から前項の依頼を受けたときは、依頼文書に記載されている事由を確認の上、当該指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者による介護給付費又は総合事業費の請求につき、翌月の請求分から、委託除外措置を行うこととする。

5 連合会は、市町村が、特定の指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者による介護給付費又は総合事業費の請求について、第三項の依頼に基づく委託除外措置を解除する旨を依頼する文書を提出したときは、翌月の請求分から、当該措置を解除することとする。

(迅速、適正かつ公平な審査)

第三条 連合会は、介護給付費又は総合事業費の審査及び支払いに関する業務の委託を受けたときは、これを迅速、適切かつ平等に行うものとする。

(受付)

第四条 連合会は、指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者から、電子情報処理組織を使用して請求省令第二条に規定する事項（以下「電子情報」という。）が連合会の電子計算機に備え付けられたファイルに記録されたときは、受付日（当該電子情報が記録された日をいう。）を記録する。

2 連合会は、指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者から、請求省令第二条に規定する磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）が提出されたときは、受付日（当該磁気テープ等が提出された日をいう。）を記録する。

3 (略)

(事業者の確認)

第五条 磁気テープ等を用いた請求は、指定居宅サービス事業者等名簿等により、磁気テープ等の事業所番号等を照合し、指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者が提出したものであることを確認す

ものであることを確認する。

2 給付費請求書による請求は、指定居宅サービス事業者等名簿及びあらかじめ届出のあった印鑑等により、給付費請求書に付された書面の氏名押印を照合し、指定居宅サービス事業者等が提出したものであることを確認する。

(介護給付費審査委員会への提出)

第七条 電子情報、記録事項又は記載事項の点検が終わったときは、当該電子情報、記録事項又は記載事項を整理した資料を作成し、介護給付費審査委員会（以下「給付費審査委員会」という。）に提出する。

(介護給付費及び手数料の請求)

第十二条 請求確定額を決定したときは、市町村別に払込請求書を作成し、払込請求書に介護給付費等請求額通知書（様式第二号）及び介護給付費等審査決定請求明細表を添えて、請求の審査が終わった日の属する月の翌月二十日までに当該介護給付費及び審査支払手数料（以下「手数料」という。）の払込みを請求する。

(市町村の払込み)

第十三条 市町村は、連合会から介護給付費及び手数料の払込みの請求を受けたときは、その請求を受けた日の属する月の二十五日までに連合会に当該介護給付費及び手数料を払い込むものとする。

(請求関係の過誤)

第十五条 市町村から請求額の過誤の通知を受け、これを確認したとき、又は連合会が請求額の過誤を発見したときは、翌月分の請求において調整するとともに、指定居宅サービス事業者等に対する支払額に異動を生じたときは、次条の規定により処理する。

2 前項の処理をするときは、介護給付費過誤決定通知書（様式第三号）を作成し、払込請求書に添えて送付する。

る。

2 給付費請求書による請求は、指定居宅サービス事業者等名簿等により、給付費請求書の事業所番号等を照合し、指定居宅サービス事業者等が提出したものであることを確認する。

(介護給付費審査委員会への提出)

第七条 電子情報、記録事項又は記載事項の点検が終わったときは、当該電子情報、記録事項又は記載事項（総合事業費に係るものを除く。）を整理した資料を作成し、介護給付費審査委員会（以下「給付費審査委員会」という。）に提出する。

(介護給付費及び手数料の請求)

第十二条 請求確定額を決定したときは、市町村別に払込請求書を作成し、払込請求書に介護給付費等請求額通知書（様式第二号）、介護給付費等審査決定請求明細表、介護予防・日常生活支援総合事業費請求額通知書（様式第二号の二）及び介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表を添えて、請求の審査が終わった日の属する月の翌月二十日までに当該介護給付費及び審査支払手数料（以下「手数料」という。）の払込みを請求する。

(市町村の払込み)

第十三条 市町村は、連合会から介護給付費及び総合事業費並びに手数料の払込みの請求を受けたときは、その請求を受けた日の属する月の二十五日までに連合会に当該介護給付費及び総合事業費並びに手数料を払い込むものとする。

(請求関係の過誤)

第十五条 市町村から請求額の過誤の通知を受け、これを確認したとき、又は連合会が請求額の過誤を発見したときは、翌月分の請求において調整するとともに、指定居宅サービス事業者等に対する支払額に異動を生じたときは、次条の規定により処理する。

2 前項の処理をするときは、介護給付費過誤決定通知書（様式第三号）及び介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書（様式第三号の二）を作成し、払込請求書に添えて送付する。

(手数料)

第十八条 連合会は、介護給付費の審査及び支払いに関する業務の執行に要する費用に充てるため、市町村から手数料を徴収する。

2 手数料の額は、審査した介護給付費明細書（これに相当する電子情報又は記録事項を含む。）一件につき〇円〇銭とする。

(手数料)

第十八条 連合会は、介護給付費又は総合事業費の審査及び支払いに関する業務の執行に要する費用に充てるため、市町村から手数料を徴収する。

2 手数料の額は、審査した介護給付費明細書（これに相当する電子情報又は記録事項を含む。）一件につき〇円〇銭、介護予防・日常生活支援総合事業費に係る電子情報又は記録事項一件につき〇円〇銭とする。

改正後

様式第一号

平成 年 月 日

市町村長 氏名

(広域連合・一部事務組合の長)

県国民健康保険団体連合会

理事長 氏名 殿

介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払事務の委託について

当市町村(広域連合・一部事務組合)は、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査及び支払いに関する事務を平成 年 月指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業提供月から介護保険法(平成九年法律第百二十三号)、これに基づく命令及び〇〇県国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則(平成 年第 号)の定めるところにより、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査及び支払いを行う貴会に委託します。

現行

様式第一

平成 年 月 日

市町村長 氏名

(広域連合・一部事務組合の長)

県国民健康保険団体連合会

理事長 氏名 殿

介護給付費審査支払事務の委託について

当市町村(広域連合・一部事務組合)は、介護給付費の審査及び支払いに関する事務を平成 年 月指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援提供月から介護保険法(平成九年法律第百二十三号)、これに基づく命令及び〇〇県国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則(平成 年第 号)の定めるところにより、介護給付費の審査及び支払いを行う貴会に委託します。

国民健康保険団体連合会介護給付費審査委員会規程例の一部改正 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>(介護医療部会)</p> <p>第五条 介護医療部会は、医師をもって充て、短期入所療養介護における緊急時施設療養費及び特定診療費、介護保健施設サービスにおける緊急時施設療養費並びに介護療養施設サービスにおける特定診療費の請求の審査に当たる。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成十二年四月一日から施行する。</p>	<p>(略)</p> <p>(介護医療部会)</p> <p>第五条 介護医療部会は、医師をもって充て、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護における緊急時施設療養費、<u>特定診療費及び特別療養費</u>、介護保健施設サービスにおける緊急時施設療養費、<u>所定疾患施設療養費及び特別療養費</u>並びに介護療養施設サービスにおける特定診療費の請求の審査に当たる。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p><u>附則 (〇月〇日)</u></p> <p><u>この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。</u></p>

- 電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について (抄)
 (平成12年2月15日・23日/厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡)

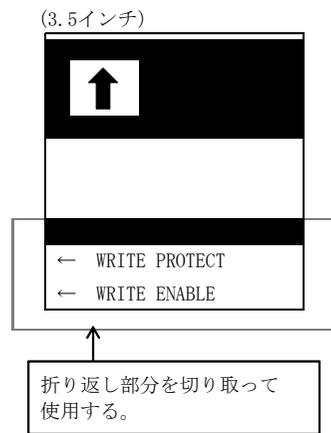
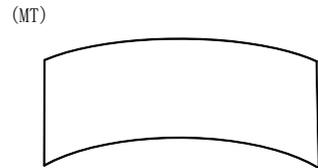
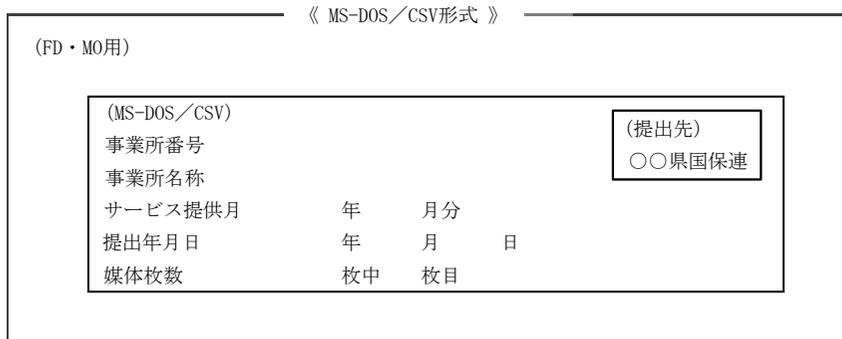
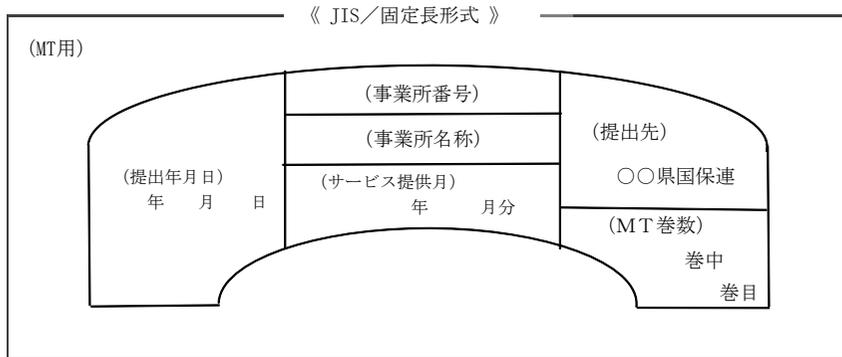
改正前	改正後
<p>1. 介護給付費等に関する費用の請求 指定居宅サービス事業者等は、介護給付費等に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）を提出しなければならない。</p> <p>なお、①支給限度額管理が不要な単品サービス（居宅療養管理指導、<u>痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護</u>）のみを行うサービス事業所。</p> <p>②支給限度額管理が必要な在宅サービス種類のみを行うサービス事業所。</p> <p>③支給限度額管理が不要な単品サービスと一種類の在宅サービスを行うサービス事業所。</p> <p>であって、電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、請求に関する省令に定める帳票を用いて介護給付費等の請求を行うことができる。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 磁気テープ等の提出 (1) 指定居宅サービス事業者等は、磁気テープ等を正・副二本作成し、正本に所要の事項を記載したラベル（別添2）貼付のうえ、指定居宅サービス事業者等が所在する都道府県の審査支払機関に所定の期日までに提出する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>1. 介護給付費等に関する費用の請求 指定居宅サービス事業者等は、介護給付費等に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）を提出しなければならない。</p> <p>なお、①支給限度額管理が不要な単品サービス（居宅療養管理指導、<u>特定施設入居者生活介護（短期利用以外。）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外。）、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外。）</u>）のみを行うサービス事業所。</p> <p>②支給限度額管理が必要な在宅サービス種類のみを行うサービス事業所。</p> <p>③支給限度額管理が不要な単品サービスと一種類の在宅サービスを行うサービス事業所。</p> <p>であって、電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、請求に関する省令に定める帳票を用いて介護給付費等の請求を行うことができる。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 磁気テープ等の提出 (1) 指定居宅サービス事業者等は、磁気テープ等を正・副二本作成し、正本に所要の事項を記載したラベル（別添2-1）貼付、<u>又は所要の事項をフェルトペン等で記入（別添2-2）</u>のうえ、指定居宅サービス事業者等が所在する都道府県の審査支払機関に所定の期日までに提出する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

4. (略)

4. (略)

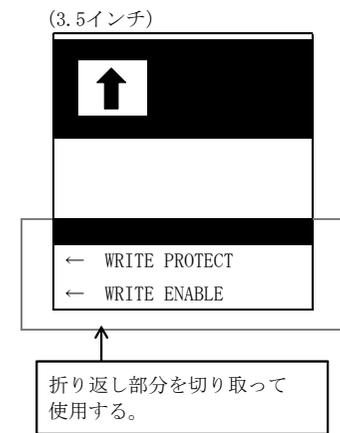
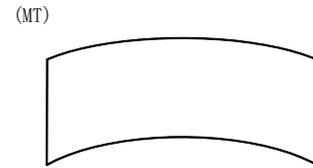
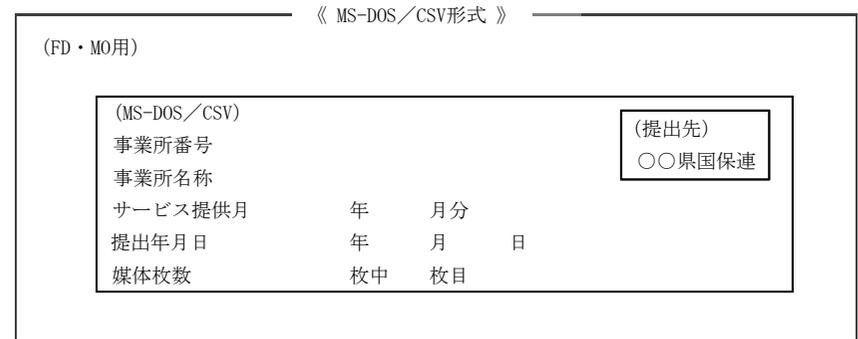
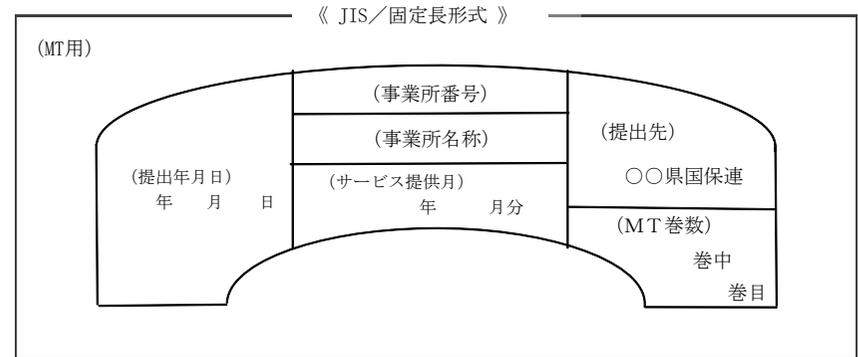
別添2

磁気媒体の貼付ラベル



別添2-1

磁気媒体の貼付ラベル



別添2-2

事業所番号

事業所名称

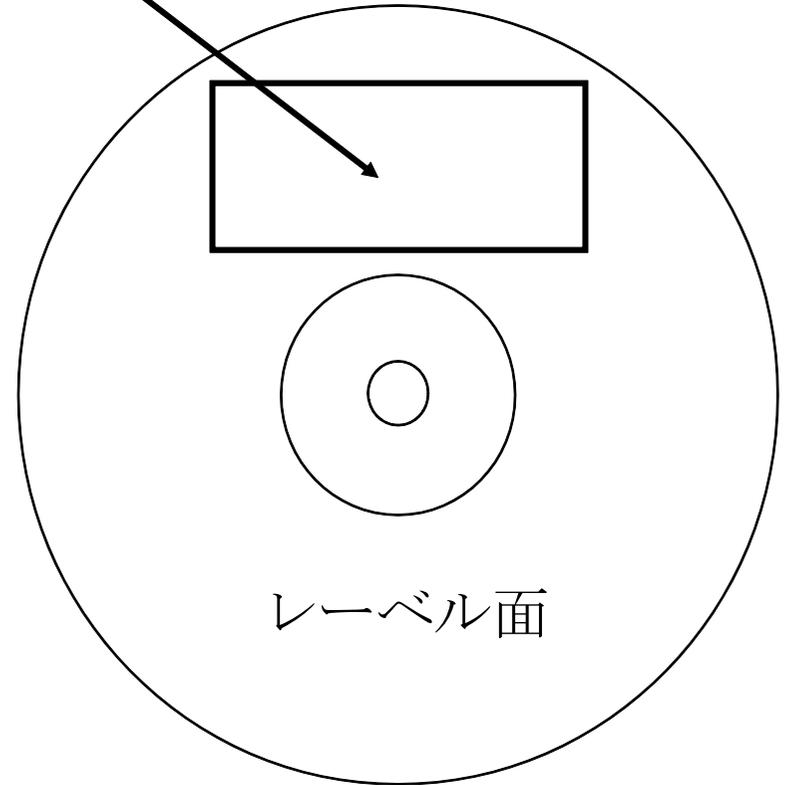
サービス提供月 年 月分

提出年月日 年 月 日

媒体枚数 枚中 枚目

(提出先)

〇〇県国保連



(略)

(略)